

政令第三百十八号

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十四条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条の二十三第一項、第六六条の二十四、第六六条の二十五第二項及び第六六条の二十七第四号の規定に基づき、並びに独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する国家公務員法第六六条の二十三第一項の規定を実施するため、この政令を制定する。

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項中「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に改め、同条第四項第十一号を同項第十三号とし、同項第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 約束前の求職開始日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日

がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容）  
第十三条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四 再就職の約束をした日以前の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。第六号及び第十四号において同じ。）としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第十三条第四項に次の一号を加える。

十四 センターの援助以外の離職後の就職の援助（最初に行政執行法人の役員となった後に行われたものに限る。以下この号及び第十五条第三項第十三号において「センター以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その

旨)

第十三条に次の一項を加える。

6 第三項の規定は、準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした行政執行法人の役員であつた者（離職後二年を経過しない者に限り、準用国家公務員法第六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。）について準用する。この場合において、第三項中「届出に」とあるのは「準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失つた」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなつた」と、「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員」の職又はこれに相当する職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第十五条第二項中「準用国家公務員法第六条の二十三第一項の規定による届出をした者（行政執行法人の役員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）及び」を削り、「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に、「第四項第六号から第九号まで」を「第十五条第三項第七号から第十号まで」に改め、「とき」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 準用国家公務員法第六条の二十四第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の行政執行法人の役員の職

四 行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。次号において同じ。）としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容

六 離職日

七 再就職予定日

八 再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

十一 求職の承認の有無

十二 センターの援助の有無

十三 センター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その旨）

第二十条を次のように改める。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第二十条 第十五条第一項の規定は準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員であつた者について、第十五条第三項の規定は準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第三項第七号中

「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み替えるものとする。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 準用国家公務員法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、

当該各号に定める事項とする。

一 準用国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係る者 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の行政執行法人の役員の職

ニ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ホ 再就職の約束をした日

ヘ 約束前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。以下このへ及

び次号ホにおいて同じ。）としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には

、再就職の約束をした日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容）

ト 離職日

チ 再就職日又は再就職予定日

リ 再就職先の名称

ヌ 再就職先の業務内容

ル 再就職先における地位

ヲ 求職の承認の有無

ワ センターの援助の有無

二 準用国家公務員法第百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の行政執行法人の役員の職

ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ホ 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行

法人の役員としての在職状況及び職務内容

へ 離職日

ト 再就職日又は再就職予定日（準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出に係る者にあつては、再就職日）

チ 再就職先の名称

リ 再就職先の業務内容

ヌ 再就職先における地位

ル 求職の承認の有無

ヲ センターの援助の有無

第二十三条を次のように改める。

（在職機関の公表事項）

第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。



一 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の行政執行法人の役員の職

ハ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ニ 再就職の約束をした日

ホ 約束前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。以下このホ及

び次号ニにおいて同じ。）としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には

、再就職の約束をした日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容）

ヘ 離職日

ト 再就職日

チ 再就職先の名称

リ 再就職先の業務内容

ヌ 再就職先における地位

ル 求職の承認を得た日

ヲ 求職の承認の理由

二 準用国家公務員法第百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の行政執行法人の役員の職

ハ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

ニ 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容

ホ 離職日

ヘ 再就職日

ト 再就職先の名称

チ 再就職先の業務内容

リ 再就職先における地位

又 求職の承認を得た日

ル 求職の承認の理由

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この政令による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（以下この条において「新令」という。）第十三条第二項（新令第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第十五条第三項（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限り、新令第二十条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（第一号二からへまで並びに第二号二及びホに係る部分に限る。）並びに第二十三条（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する国家公務員法（以下この項に

において「準用国家公務員法」という。）第六十二条の二十三第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、準用国家公務員法第六十二条の二十四第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、施行日前にされた準用国家公務員法第六十二条の二十三第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、施行日前にされた準用国家公務員法第六十二条の二十四第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、施行日前にされた準用国家公務員法第六十二条の二十四第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに施行日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日」とあるのは、「早い日（行政執行法人の役員退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後の日に限る。」とする。

一 施行日前における独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（以下この条において「行政執行法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に

関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した行政執行法人の役員 新令第十三条第四項第四号

二 施行日前における行政執行法人の役員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した行政執行法人の役員であった者 新令第十五条第三項第四号（新令第二十条において準用する場合を含む。）

3 施行日前に官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に行政執行法人の役員となった後に行われたものに限る。次項において「センター以外の援助」という。）を受けた行政執行法人の役員に対する新令第十三条第四項の規定の適用については、同項第十四号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後に」とする。

4 施行日前にセンター以外の援助を受けた行政執行法人の役員であった者に対する新令第十五条第三項（新令第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令

第十五条第三項第十三号中「センター以外の援助を」とあるのは、「センター以外の援助（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。